

令和7年2月28日

請願・陳情文書表

総務政策常任委員会

總 務 局 関 係 請 願

請願番号	24	受理年月日	7 . 2 . 21
件名	県庁舎スロープの改善についての請願		
請願者		紹介議員	
横浜市中区寿町4-13-2 扇荘別館202 半田 元		井坂新哉 大山奈々子 木佐木忠晶	
1. 請願の要旨 県庁舎スロープを障害者でも安全に使用できるものに変えてください。 2. 請願の理由 私は電動車椅子で移動しています。今年1月、県庁に用事があって本庁舎の横浜銀行に向かうため、スロープを使用しました。駐車場から県庁舎に向かうスロープ、その後、入り口の警備員さんが設置してくれるスロープともに勾配が強く、危険です。 実際、私は帰りに駐車場へのスロープで転倒し、左腿に打撲傷を負いました。障害者差別解消法では令和6年4月1日から事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。また、神奈川県は令和4年10月に神奈川県当事者目線の福祉推進条例を策定しています。 上記法律並びに上記条例の精神に沿って、安全に配慮していただくことを障害当事者として要望します。			

總務局關係陳情

陳情番号	11	付議年月日	5 . 9 . 7
件名	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
総務政策常任委員会	横浜市旭区四季美台55-6 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める神奈川県民の会 代表 出井 健三郎		
<陳情の要旨> ①庁舎内管理規則に定められている事項を厳守し、無許可での政党機関紙の営業・勧誘行為を禁止してください。また、住民の大切な個人情報と預かる執務室内に立ち入り、配達・集金が行われないようにしてください。 ②政党機関紙の購読は個人の自由であり、制限されるべきものではありませんが、庁舎内の政治的中立性への疑念を払拭するために、自主的に読みたい方は自宅を配達先とする旨を職員に伝えるなど指導を徹底してください。 ③職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘されたり、その際に心理的な圧力を感じたという実態が本当にはないのかどうかを、職員に寄り添って調査・確認してください。 <陳情理由> 近年、全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが問題となっており、その是正のために、地方議会20か所以上で、庁舎内における勧誘・配達・集金の自粛を求める陳情が採択されました。 各種メディアでもその実態が報告されていますが、しんぶん赤旗などの政党機関紙をこれほど多くの職員が購読している（又は、させられている）ことに驚かれています。特に、議員に勧誘され、「購読しなければならないというような圧力を感じた」と答えた職員の割合が、少ない自治体でも3割、多い自治体では8割にのぼっていることは、たいへん深刻な事態でしょう。これも自治体が調査して初めて明らかになったことであって、職員が自ら声をあげることがどれだけ勇気がいることなのか、想像に難くありません。 庁舎内において、議員による職員に対するパワハラ行為、セクハラ行為などは絶対に放置してはなりません。2020年6月にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となりました。また、地方議員によるハラスメント行為防止のために、新たに条例が制定されるなど、社会の一層厳しい目が向けられています。 全国の複数自治体において「心理的圧力を感じた」という深刻な実情が報じられていることから、神奈川県においても、政党機関紙の勧誘・配達・集金行為に関して心理的圧力を感じている職員がいないか現状把握に努めると共に、庁舎内管理規則に基づくルールを明確にしてください。とりわけ、庁舎内の政治的中立性に疑念をもたれぬよう、職員で自主的に読みたい方は自宅を配達先にするなど、住民の不安を解消してください。			

陳情番号	5 4	付議年月日	6 . 1 2 . 3
件 名	「再審法改正を求める意見書」採択について陳情		
付 議 委 員 会	陳 情 者		
総務政策常任委員会	横浜市中区日本大通 9 番地 神奈川県弁護士会 会長 岩 田 武 司		
【陳情の趣旨】 「再審法改正を求める意見書」を採択し、関係行政機関へ提出してください。 【陳情の理由】 やってもいない犯罪で有罪とされる「えん罪」は、犯人とされた方やご家族の人生を破壊し、時には生命さえ奪いかねない最大の人権侵害です。このようなえん罪被害者を救済するための制度が「再審」であり、その手続を定めた法律のことを「再審法」と呼んでいます。具体的には、刑事訴訟法第四編「再審」がこれに当たります。 しかし、現行法には、再審請求手続の審理のあり方に関する規定はほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている状況にあります。このように、「再審のルール」が存在しないことから、えん罪被害の救済に向けて充実した審理を行う裁判所がある一方で、職権行使に消極的な裁判所もあるなど、事件を担当する裁判官によって再審請求手続の審理のあり方に大きなばらつきが生じています。 その中でも、とりわけ大きな問題となっているのが証拠開示の問題です。過去の多くの事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それがえん罪被害を救済するための大きな原動力となっています。 しかし、現行法では、そのような証拠を提出させる（開示させる）ことを定めた明文の規定がなく、この点も裁判所の広範な裁量に委ねられています。 その結果、請求人（元被告人）の無実を示す証拠が裁判所に提出されず、えん罪被害が救済されないことも起こり得ます。しかも、いったん裁判所が再審開始決定を行っても、検察官がこれに不服申立てを行う場合があり、えん罪被害者の速やかな救済が遅れる原因となっています。 現在の再審制度は、裁判のやり直しをするか否かを審理・決定する再審請求手続と、やり直しの裁判で改めて有罪・無罪を判断する再審公判の二段階の手続となっています。つまり、再審請求手続というのは、裁判のやり直しをするか否かを決定する前さばきの場にすぎません。 したがって、再審請求手続において再審開始決定が出た場合には、速やかに再審公判の手続に移行し、公開の法廷において、改めて有罪・無罪の判断を行う審理をすべきであって、再審開始決定それ自体に対する不服申立ては法改正によって制限されるべきであると考えます。 再審請求を行った方の中には、結果を知ることなく亡くなった方もいますし、相当の高齢となる方もいます。このように、えん罪被害を申し出た方の救済には、気が遠くなるほどの時間がか			

かっているのが実情です。２０２４年９月２６日には、静岡地方裁判所において、いわゆる袴田事件の再審公判手続において無罪の判決が出され、その後確定したことについては、記憶に新しいところですが、事件発生から５８年目のことであり、その間袴田さんは死刑囚として扱われました。また、同年１０月２３日には名古屋高等裁判所金沢支部において、いわゆる「福井女子中学生殺人事件」第２次再審請求事件について、再審開始決定が出されましたが、こちらも事件発生から３８年が経過しています。

日本弁護士連合会は、２０１９年（令和元年）１０月４日に開催された人権擁護大会において、再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化と、再審開始決定に対する検察官の不服申立て禁止を含む再審法の改正を求める決議を全会一致で採択しました。

そして、２０２４年（令和６年）３月１１日には、与野党１３４名の国会議員の参加を得て、超党派で「えん罪被害者のための再審法改正を実現する議員連盟」が結成され、参加議員の数も日々増えている状況です。このように、再審法改正の問題が国会議員にも喫緊の政治的課題として認識され、再審法改正に向けた機運は高まりつつあります。しかし、法務省は、今なお再審法改正に消極的な姿勢を崩していません。したがって、再審法改正を実現するためには、何よりも世論の後押しが必要です。

全国の地方議会で再審法改正を求める意見書を採択していただくことは、広範な世論を形成する上で大きな意義があり、２０２４年（令和６年）１０月の時点で、すでに４２０を超える地方議会で再審法改正を求める意見書が採択されています。しかし、再審法改正に向けた流れをより確実なものとするためには、さらに多くの地方議会で同様の意見書を採択していただきたいと考えています。

そこで、貴議会におきましても、同趣旨の意見書を採択していただきたく、お願い申し上げる次第です。

多数の議会において意見書を採択していただき、多くの意見書を政府・国会に届けることで法改正につなげることができるものと考えております。ぜひとも御協力いただきますようお願い申し上げます。

陳情番号	6 5	付議年月日	7 . 2 . 2 1	
件 名	行政改革と地方税減税の実現を求める陳情			
付 議 委 員 会	陳 情 者			
総務政策常任委員会	横浜市金沢区泥亀 1－2 8－E 6 0 7 幸福実現党 神奈川県本部 統括支部代表 壹 岐 愛 子			
要旨				
一、国民負担率の高い現状を鑑み、知事の在任期間中に、新たな地方税の導入は行わないことを表明すること。				
一、徹底したムダの排除と効率化を図ること。				
一、地方税の減税を検討すること。				
理由				
現在、依然と続く物価高の中、国民の生活は圧迫されています。また、令和 6 年度の国民負担率の見通しは45.1%、財政赤字を加えた潜在的な国民負担率は50.9%となる見通しであり、税や社会保険料の負担も国民に重くのしかかっています。政府はこれまで「景気対策」等と称して度重なるバラマキ政策を行ってきました。その結果増税を招き、国力を低下させて、国民に大きな負担を強いることになっています。幸福実現党は、地方自治体に対し、国民負担率を低減させる政策の実現を強く求めます。				
例えば、地方税においても昨年 6 月から月1,000円の森林環境税の徴収が始まりましたが、これは東日本大震災後に導入され、徴収期間が終わった月1,000円の復興特別税が住民税に変わって導入されたものの、適切な使い道のない自治体も多いのが現状です。また現在、ホテルや旅館に宿泊した際に宿泊料に上乗せして徴収する宿泊税を徴収する自治体も徐々に増えているものの、国民負担率の地方税分は9.9%と決して小さくはなく、こうした安易な地方税の導入は厳に慎むべきであり、少なくとも必要な予算は既存の一般会計予算の枠組みから捻出すべきです。そのためには、事業の評価を徹底して行い、行政改革を進め、優先順位の低い事業を削減していく必要があります。				
また、「年収の壁」の引き上げによって地方の財源が減少する可能性などが問題視されていますが、そもそも国民負担率は既に非常に高い水準に達しており、早急にこれを軽減すべきです。国民世論もその方向で高まりを見せています。そして、税や社会保険料の負担を減らして手取りを増やすためには、「小さな政府、安い税金」を実現する必要があります。無駄づかい、バラマキ政策をやめるのは当然のこと、無駄な規制は撤廃し、行政効率を上げるとともに、行政改革を徹底的に行い、同時に、簡素で税率の低い税制に変えていくことが重要と考えます。				
さらに、実際に市民税を減税した名古屋市の例から考えても、減税をすると単純に税収が減少すると考えることも問題であり、景気浮揚効果による税収増の効果も見極めるべきです。地元地域発展の実現のため、地方税減税の実現を目指すべきだと考えます。				
どうか、地方自治体は共産主義、社会主義、福祉主義の理想を追うのではなく、国民を愛し、信頼し、国民の自助努力の繁栄が道を拓く政策を実現することを心より願います。				

陳情番号	66－1	付議年月日	7．2．21
件名	「県立中井やまゆり園」外部アドバイザー体制の是正などを求める陳情		
付議委員会	陳情者		
総務政策常任委員会	大和市深見台1－5－21 これからの県立施設を考える会 安西弘		
I 陳情の要旨			
県立中井やまゆり園「改革」の進捗状況や地方独立行政法人化のあり方につきまして、昨年も県議会で論議され、厚生常任委員会では関連資料提供が要請されました。令和7年1月24日の厚生常任委員会において、「中井やまゆり園全職員向けアンケート結果」のうち、「自由記載欄」（令和5・6年度）」がようやく提出されましたが、そこには現場職員の切実な声が溢れていました。 外部アドバイザーによるパワハラ、園運営における園管理職の不適切対応、現場職員の意欲喪失と辞職傾向、時間外勤務の激増、医療的業務の困難さ、新たな法人化への不安などです。このような職員の人権を無視する不正常な職場実態が早急に解決されることを願い、次の3点の陳情を提出させていただきます。 ご審議をよろしくお願いいたします。			
1. 総務局は早急に「パワハラ」認定を行うこと。福祉子どもみらい局は該当するアドバイザーの交代と常駐体制の見直しにより、園運営を正常化させること。			
2. 労働基準法違反の時間外勤務を解消すること。			
3. 医療・健康管理問題の責任を現場職員だけに転嫁せず、医務課体制を含めた施設運営を県の責任として抜本的に改善すること。			
II 陳情の理由			
令和7年1月7日の年頭記者会見において、知事から「ともに生きる社会」を作るために、インクルーシブ教育を主とした「ごちゃまぜ社会」が良いと考え、「ごちゃまぜ宣言」をするとの話がありました。しかし、「ごちゃまぜ」という言葉は意味内容が不明瞭であり、県の基本政策を伝える用語としても適切ではないと考えます。必要なのは、今の混迷する事態を「ごちゃまぜ」にしないで客観的に整理した上で、適切に改善していくことです。			
1. 現場職員を疲弊させて退職に追い込むようなアドバイザーは失格です。			
県が提出した資料の中には、例えば、次のような記述がありました。「あなた達のやっていることは■■と一緒だ、あなたたちの議論を聞いて■■はきっと喜んでいますよ」、「中井はあと何人殺せば気が済むのか」、「あなたはこの仕事に向いていないよ、県職員を辞めれば」、「研修に集まった職員に対して怒鳴る」、「今までの支援方法を全否定する」、「職員の話を受けない、認めようとしない」、「利用者の機能低下や病気も支援の仕方が原因だと言う」、「吐き気が続いた利用者クリニックで処方された吐気止めを服用させたところ、和歌山ヒ素事件で吐気止めを服用した人は全員亡くなっている」等々です。 また、カンファレンスにおいて、叱責はされるが具体的な支援策の参考となるような提案はなく、現状では実施が難しい内容であっても、実施できないと再度の叱責となったり、アドバイスといっても、大声や強い口調で相手を委縮させるような言葉が多く聞かれるとのこと。カンファレンスの場には、園上席者も同席しているが、現場職員がダメ出しをされ怒られているのに、誰も何も言わずにいる、との記述もありました。職員の人格を踏みにじり、改革の意欲を潰し、職場の風通しを阻害しています。			
長期に及ぶ異常な職場環境の中で、中途退職・転出・転入・新規採用が二桁で続き、欠員は今も埋まらず、一部を本庁からの交替応援で凌ぎ、36協定違反の超過勤務も常態化しています。地方独立行政法人化後に働きたいという職員は2割にも及びませんでした。この1月に実施された全福祉職を対象にした法人化に関する説明会では、意向打診の前倒しともいえるべき「新法人で働きたいか」というアンケート調査も急遽行われました。令和7年第1回定例会では「県立福祉機構」の定款（案）も審議されますが、設立の現実的な可能性は未だに不透明です。早急に			

園運営の立て直しが不可欠であり、そのためには外部アドバイザー体制の仕切り直しが肝要です。

知事や県に認められているという立場上の優位性を背景に、利用者に対する心理的虐待に相当する精神的苦痛を職員に与え、就業環境を害していることは、明らかに「業務の適正な範囲」を逸脱しているパワハラ行為です。医療・健康管理の問題があることを理由に知事と県幹部はアドバイザーを擁護していますが、だからといって決して許される行為ではありません。それなのに、福祉子どもみらい局は、直接アドバイザーに聞き取ることもせずに総務局に下駄を預け、県が意図するような「改革」を進めることができていないとして、現場の職員に責任を転嫁しているのです。

総務局は直ぐに調査結果を公表し、処分措置を行ってください。また、福祉子どもみらい局は、該当するアドバイザーを解雇するとともに常駐体制を止めて、民間施設等からの適切な助言指導を必要に応じて随時受ける体制に切り替え、園幹部職員の管理運営責任を明確にさせて、中井やまゆり園を一日も早くに正常化させてください。

2. 超過勤務が蔓延し、小田原労働基準監督署からは是正勧告が出されています。

令和7年1月24日の厚生常任委員会では、資料として「中井やまゆり園の過去5年度分の時間外勤務について」も提出されました。

その際に、労基法による是正勧告は昨年12月9日付けだったと県は説明していましたが、その事実を12月の厚生常任委員会で隠していたのは何故でしょうか。しかも、中井やまゆり園の現場職員に対しても公表せず、1月24日まで伝えなかったのは欺瞞と怠慢としか言えません。

この資料によれば、月に45時間以上の時間外勤務をした人数（いずれも11月末まで：令和6年度が11月まで資料のため）は「令和2年度は2人、同3年度は2人、同4年度は19人、同5年度は25人、同6年度は58人」となっています。また、月に31～45時間の人数（いずれも11月末まで）は、それぞれ「36人、27人、48人、98人、130人」となっていて、直近になるほど激増しています。

この原因は明らかに、外部アドバイザーの一方向的指示による業務量の増加であり、特に通常の利用者支援業務以外に「綿密な記録」や「カンファレンス資料作り」の過重な業務実態があったためです。さらには、1. に述べた職員不足が重なったためです。

この違法な労働実態を改善し、必要な職員を配置することは神奈川県に課された法的な義務です。早急に適切な労働環境にしてください。

3. 医療や健康管理向上のためには、必要な医師や看護師配置などの体制整備が不可欠です。

知事や県幹部が、「アドバイザーのパワハラを容認するわけではない」が、「それ以上に利用者の命に関わる重大な問題があった」と答弁しているように、医療・健康管理の問題は「虐待だけでなく、医療の空白という新たな問題が見つかった」という形で、中井やまゆり園の現場批判を続けるために利用されている側面もあると私たちは受けとめています。例えば、「救急車を呼ぶのに県庁の許可が必要」など、現場から見て明らかに誤った情報が事実としてまかり通っているのに、県が何も訂正しようとししないのは何故なのでしょう。アドバイザーの指摘も「長時間の居室施設なかで利用者との関わりもなく、健康状態を把握できていない」というように、職員の支援の拙さへ短絡的に結び付けています。

黒岩知事は2011年から14年間にわたって神奈川県の知事を務め、今の神奈川県政を作り、運営してきた当事者であり、最高責任者として職員人事も職場運営もすべて最終的に決定してきたのです。その知事が、「神奈川県立」中井やまゆり園において「医療の空白」や「利用者の命に関わる重大な問題」があったと、初めてその事実を知ったかのように、また部外者のように、支援する現場を非難しました。事故や不祥事が起きた時に、その全ての責任を現場職員に転嫁する姿勢と手法は理解できません。人としての倫理観・道義心を疑います。

この問題は次のように整理して改善すべきです。第一に、どこまでが客観的な事実なのか、第二に、他の施設と比較して中井やまゆり園職員の資質が低いためののか、或いは障害ゆえに適切な医療看護を受けることが難しいという各施設共通の課題なのか、第三に、個々の職員だけでなく、医務課を含めた園運営体制に問題がないのかということです。これを「ごちゃまぜ」にはなりません。

当該の医務課は、黒岩県政の間に体制を縮小され、非常勤医師と、常勤3名・臨時任用1名・非常勤1名の看護師体制で、早出・遅出・通院・非常時対応も含めて利用者の健康管理を必死に担ってきました。アドバイザーからの理不尽な業務指示に耐えきれず辞めていった方もいます。

この困難な体制に改悪し、それを放置してきた責任者は、まぎれもなく黒岩知事です。この経過を反省した上で、知事がイメージするような医療・健康管理を実現できる運営体制を早急に整備してください。利用者の命に関わる重大問題です。常勤医師の配置と、超過勤務なしで365日に対応できる看護体制を実現してください。

陳情番号	6 7	付議年月日	7 . 2 . 2 1
件 名	黒岩祐治知事へ辞職勧告の議決を求める陳情		
付 議 委 員 会	陳 情 者		
総務政策常任委員会	横浜市港北区綱島東 5 - 2 2 - 2 2 倉 田 謙 外 2 人		
1、陳情の要旨			
黒岩祐治知事に対して速やかに辞職勧告する議決を行うこと。			
2、陳情の理由			
(1) 黒岩氏はフジテレビのニュースキャスターから神奈川県知事に転身後も、県民に知られなければと3期の長期に渡り『性加害』について県民を欺いていたことが、2023年の県知事選の期日前投票が終盤に差し掛かった頃に所謂文春砲が炸裂（アダルトビデオを女性に購入させ、毎回2万円を支払い女性を陵辱）し、破廉恥で人権侵害の実態が明らかになりました。			
(2) 同記事を受けて黒岩氏は知事になってからは天地神明に誓って不倫はしていないと釈明しましたが、週間文春2023年4月20日号はそれが真っ赤な嘘であることを暴露しました。			
(3) 新聞報道・テレビ等でタレントの中居さんが『性加害』で業界から去ることになり、フジテレビの経営陣も『性加害』の認識についてお粗末な対応を糾弾され退陣しました。			
(4) 黒岩氏が中居さんやフジテレビの対応について、マスコミの取材を受けた様子をテレビで視聴した人々から『性加害の張本人がよく云うよ』と批判が直ちにSNSで拡散されました。			
(5) 大阪地裁は2024年11月永野岸和田市長が『公人』であるとともに配偶者を有する身であることも考慮すると、性的関係を持つことはよくよく自制すべきであったとの非難を免れることはできないとの所見を示しました。そしてご承知のように2025年2月17日の岸和田市議会で再度不信任が可決され永野氏は失職しています。			
(6) 黒岩氏が性加害の張本人であることを本人も認めており、中居さんやフジテレビの経営陣が退陣しているのに何故黒岩氏は知事の椅子を汚し続けているのか？本来黒岩氏は自ら辞職すべきです、県民は黒岩氏の政治倫理を疑っています。厳しい指摘として県政として始まって以来の『県民の恥じ晒し』であるとの糾弾もされています。			

- (7) 県議の皆様は性加害は人権侵害であることを承知されていますのに、岸和田市議会同様な行動を起こさないのですか？裁判官もシッカリと所見を示しています。性加害・人権侵害を容認しないと県議会としての見識を示して戴きたい、黒岩氏に対して辞職勧告を議決するよう求めます。

以上